平成２３年（フ）第６６８号
千葉県柏市松ケ崎1170番地144、旧住所千葉県流山市向小金１丁目245番地の６
破産者　戸丸みつい
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４号
埼玉県三郷市鷹野２丁目426番地　スリーライト鷹野103
破産者　田島　介二
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
静岡県三島市谷田・小山・1255番地の６、前住所静岡県伊豆市熊坂299番地
破産者　遠藤　悦子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀411番地の２まつわ荘202、開始決定時の住所静岡県熱海市泉276番地の181
破産者　桃井　伸治
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
静岡県駿東郡長泉町中土狩743番地の１
破産者　青木　　覺
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り260番地シャトー今井202号
破産者　前島　秀敏
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１号
広島県安芸高田市甲田町高田原1371番地16、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原2240番地14
破産者　迫田千代子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３４８７号
福岡県太宰府市通古賀４丁目５番３―301号、前住所福岡県太宰府市通古賀２丁目３番27―701号
破産者　米田　雅文
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７５号
熊本県合志市須屋325番地
破産者　山下惠美子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４８号
秋田市桜ガ丘４丁目３番地21　村田方
破産者　斉藤　　清
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
山形県鶴岡市馬場町９番53号　セントラルコーポ102号室
破産者　五十嵐高子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３７８号
福島市泉字早稲田24番地の８
破産者　菅野　章彦
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
福島県耶麻郡猪苗代町若宮中ノ原甲2844―46ホワイトヴィレッジ501号室、住民票上の住所福島県相馬郡飯舘村前田字福田155番地
破産者　細杉みどり
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
福島市伏拝字樋水15番地の４
破産者　佐藤由美子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５３号
横浜市都筑区荏田東３丁目１番16―203号
破産者　山口　昌宏
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８９号
横浜市神奈川区菅田町2303番地２　サンライズ１―102号
破産者　中村　雅弘
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０号
神奈川県茅ヶ崎市下寺尾2269番地４
破産者　神林久美子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９号
横浜市鶴見区上末吉１丁目19番１号　美里荘102
破産者　水沼　　透
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６１号
神奈川県小田原市石橋24番地の４
破産者　栢沼　　清
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部